

平成 31 年 2 月

第 10 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 条例 >

議案第 26号	尼崎市暴力団排除活動支援基金条例について
議案第 27号	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
議案第 28号	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
議案第 29号	尼崎市職員の自己啓発等休業に関する条例について
議案第 30号	尼崎市職員の配偶者同行休業に関する条例について
議案第 31号	尼崎市職員の修学部分休業に関する条例について
議案第 32号	尼崎市PFI事業者選定委員会条例について
議案第 33号	尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例について
議案第 34号	尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について
議案第 35号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 36号	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 37号	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 38号	尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 39号	尼崎市国民健康保険事業基金条例について
議案第 40号	尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例を廃止する条例について
議案第 41号	尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について
議案第 42号	尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 43号 尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44号 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 45号 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 46号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47号 尼崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 48号 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 49号 尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 50号 尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 51号 尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について
- <その他>
- 議案第 52号 丹波少年自然の家事務組合理約の一部変更に関する協議について
- 議案第 53号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 54号 工事請負契約について（旧若草中学校解体工事）
- 議案第 55号 指定管理者の指定について（鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園）
- 議案第 56号 指定管理者の指定について（尼崎市立弥生ヶ丘斎場）
- 議案第 57号 指定管理者の指定について（尼崎市墓園）
- 議案第 58号 尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて
- 議案第 59号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 議案第 60号 事業契約の変更について（市営武庫3住宅第1期建

- 替事業)
- 議案第 6 1 号 事業契約の変更について(市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業)
- 議案第 6 2 号 工事請負契約の変更について(港橋耐震補強(その1)工事)
- 議案第 6 3 号 工事請負契約について(港橋耐震補強(その2)工事)

条 例

議案第26号

尼崎市暴力団排除活動支援基金条例について

尼崎市暴力団排除活動支援基金条例を次のように制定する。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市暴力団排除活動支援基金条例

(設置)

第1条 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第12条の規定による支援(以下「支援」という。)に要する経費の財源を確保するため、尼崎市暴力団排除活動支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 支援に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第5条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、市長が

必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市暴力団排除活動支援基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 27 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1, 957 人」を「1, 995 人」に改め、同項第 3 号中「288 人」を「259 人」に改め、同項第 4 号中「227 人」を「214 人」に改め、同項第 5 号中「8 人」を「12 人」に改め、同項第 10 号中「296 人」を「274 人」に改め、同条第 2 項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (1) 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をしている職員
- (2) 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をしている職員

第 2 条第 3 項中「前項第 3 号」を「前項第 1 号、第 2 号又は第 5 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

事務事業の執行体制の整備等による職員定数の減員等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 28 号

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

尼崎市事務分掌条例（昭和 42 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条秘書室の項第 2 号を削る。

第 1 条企画財政局の項を次のように改める。

総合政策局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項
- (3) 広報に関する事項
- (4) 文化に関する事項
- (5) 協働のまちづくりに関する事項
- (6) 男女共同参画に関する事項
- (7) 広聴に関する事項
- (8) 人権啓発等及び国際化に関する事項
- (9) 国際交流に関する事項

第 1 条総務局の項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

- (6) 戸籍、住民基本台帳等に関する事項
- (7) 社会保険等に関する事項

第 1 条総務局の項の前に次の 1 項を加える。

資産統括局

- (1) 予算その他財政に関する事項
- (2) 公有財産に関する事項
- (3) 検査に関する事項
- (4) 市税に関する事項

第 1 条資産統括局の項及び市民協働局の項を削る。

第 1 条中「こども青少年本部事務局」を「こども青少年局」に改める。

付 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

行政需要に即応する体制の確立を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 29 号

尼崎市職員の自己啓発等休業に関する条例について

尼崎市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の自己啓発等休業に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員（法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。）の自己啓発等休業（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第 2 条 任命権者は、その任命に係る職員（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する職員に該当する者でその在職期間が 2 年以上であるものに限る。第 10 条を除き、以下同じ。）が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業にあつては 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要があると任命権者が認める場合は、3 年）、国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業にあつては 3 年とする。

(教育施設)

第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（任命権者が別に定めるものに限る。次号において「大学」という。）
- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。）に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の公務に関する能力の向上に資すると任命権者が認める教育施設

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域（同法第3条に規定する開発途上地域をいう。）における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、外国において行われる国際協力の促進に資する奉仕活動のうち、同号に掲げる奉仕活動に準ずるものであって職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 第2条の規定による承認を受けようとする職員は、その任命権者が別に定めるところにより、当該任命権者に対し、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容その他当該任命権者が必要と認める事項を明らかにして、当該承認を申請しなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長の承認）

第7条 第2条の規定は、自己啓発等休業をしている職員（以下「休業

中職員」という。)が当該自己啓発等休業の期間の延長をする場合について準用する。この場合において、同条中「ときは」とあるのは、「ときは、自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が次条に規定する期間を超えない範囲内において」と読み替えるものとする。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第1項において読み替えて準用する第2条の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認を受けようとする休業中職員は、その任命権者が別に定めるところにより、延長後の自己啓発等休業の期間の末日その他当該任命権者が必要と認める事項を明らかにして、当該承認を申請しなければならない。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 休業中職員が、正当な理由なく、その在学している課程を休学し、若しくはその出席すべき授業等を頻繁に欠席したこと又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行わなかったこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、休業中職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、又はその出席すべき授業等を欠席したこと、その参加している奉仕活動の全部又は一部を行わなかったことその他の事情により、その自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じていること。

(報告)

第9条 休業中職員は、その任命権者から求められた場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について当該任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該休業中職員が当該大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたとき。

(2) 当該休業中職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその出席すべき授業等を頻繁に欠席したとき又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行わなかったとき。

(3) 当該大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じているとき。
(休業後職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした第2条に規定する職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「休業後職員」という。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その任命権者は、別に定めるところにより、当該自己啓発等休業の期間のうち、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動が職員としての職務に特に有用であると認められる期間にあつては当該期間に100分の100以下の換算率を、それ以外の期間にあつては当該期間に100分の50以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後において最初に当該休業後職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて当該休業後職員の号給を調整することができる。

2 休業後職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その任命権者は、別に定めるところにより、当該休業後職員の号給を調整することができる。

(休業後職員の退職手当の取扱い)

第11条 休業後職員に対する尼崎市職員退職手当支給条例（昭和24年尼崎市条例第37号。以下「職員退職手当条例」という。）第5条の4第1項並びに第10条第4項及び第5項の規定の適用については、その自己啓発等休業の期間は、職員退職手当条例第5条の4第1項の規定の適用にあつては同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当し、職員退職手当条例第10条第4項及び第5項の規定の適用にあつては同項に規定する現実に職務をとらなかつた期間

に該当せず、同条第4項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 休業後職員に対する尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和35年尼崎市条例第18号。以下「教育職員退職手当条例」という。）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、その自己啓発等休業の期間は、これらの規定に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

3 休業後職員に係る自己啓発等休業の期間についての職員退職手当条例第10条第4項及び教育職員退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、職員退職手当条例第10条第4項中「月数の2分の1に相当する月数」とあるのは「月数（同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中に行った同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に資すると認められることその他の市長が別に定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」と、教育職員退職手当条例第7条第4項中「月数の2分の1に相当する月数（同法第55条の2第1項ただし書に規定する理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは「月数（同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中に行った同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に資すると認められることその他の教育委員会が市長と協議して別に定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による承認の申請は、この条例の施行前においても、第6条の規定の例により行うことができる。

(説明)

自己啓発等休業を導入するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第30号

尼崎市職員の配偶者同行休業に関する条例について

尼崎市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように制定する。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の配偶者同行休業に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、その任命に係る職員（法第26条の5第1項に規定する職員に該当する者に限る。第9条を除き、以下同じ。）が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動で、外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学に

相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）で外国に所在するものにおける修学

（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 第2条の規定による承認を受けようとする職員は、その任命権者が別に定めるところにより、当該任命権者に対し、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由その他当該任命権者が必要と認める事項を明らかにして、当該承認を申請しなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長の承認）

第6条 第2条の規定は、配偶者同行休業をしている職員（以下「休業中職員」という。）が当該配偶者同行休業の期間の延長をする場合について準用する。この場合において、同条中「ときは」とあるのは、「ときは、配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が次条に規定する期間を超えない範囲内において」と読み替えるものとする。

2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、延長後の配偶者同行休業の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、かつ、その引き続くことが当該配偶者同行休業に係る次項の規定による申請の際に確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

3 第1項において読み替えて準用する第2条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとする休業中職員は、その任命権者が別に定めるところにより、延長後の配偶者同行休業の期間の末日その他当該任命権者が必要と認める事項を明らかにして、当該承認を申請しなければならない。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者同行休業に係る配偶者が外国に滞在しなくなり、又は当該配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しなくなったこと。
- (2) 休業中職員が、その配偶者同行休業の期間中において、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第12条第1項に規定する産前休暇、同条第2項に規定する産後休暇その他これらに類する休暇を与えられたこと。
- (3) 休業中職員が、その配偶者同行休業の期間中において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業を開始したこと。

（届出）

第8条 休業中職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨をその任命権者に届け出なければならない。

- (1) その配偶者同行休業に係る配偶者が死亡したとき。
- (2) その配偶者同行休業に係る配偶者が休業中職員の配偶者でなくなったとき。
- (3) その配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったとき。
- (4) 前条第1号に掲げる事由が生じたとき。

（休業後職員の職務復帰後における号給の調整）

第9条 配偶者同行休業をした第2条に規定する職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「休業後職員」という。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その任命権者は、別に定めるところにより、当該配偶者同行休業の期間に100分の50以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後において最初に当該休業後職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて当該休業後職員の号給を調整することができる。

2 休業後職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前

項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その任命権者は、別に定めるところにより、当該休業後職員の号給を調整することができる。

(休業後職員の退職手当の取扱い)

第10条 休業後職員に対する尼崎市職員退職手当支給条例（昭和24年尼崎市条例第37号。以下「職員退職手当条例」という。）第5条の4第1項並びに第10条第4項及び第5項の規定の適用については、その配偶者同行休業の期間は、職員退職手当条例第5条の4第1項の規定の適用にあつては同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当し、職員退職手当条例第10条第4項及び第5項の規定の適用にあつては同項に規定する現実に職務をとらなかつた期間に該当せず、同条第4項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 休業後職員に対する尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和35年尼崎市条例第18号。以下「教育職員退職手当条例」という。）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、その配偶者同行休業の期間は、これらの規定に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

3 休業後職員に係る配偶者同行休業の期間についての職員退職手当条例第10条第4項及び教育職員退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、職員退職手当条例第10条第4項中「月数の2分の1に相当する月数」とあるのは「月数」と、教育職員退職手当条例第7条第4項中「月数の2分の1に相当する月数（同法第55条の2第1項ただし書に規定する理由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは「月数」とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による承認の申請は、この条例の施行前においても、第5条の規定の例により行うことができる。

(説明)

配偶者同行休業を導入するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 31 号

尼崎市職員の修学部分休業に関する条例について

尼崎市職員の修学部分休業に関する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の修学部分休業に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員（法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する市の職員（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項に規定する企業職員及び法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）をいう。以下同じ。）の修学部分休業（法第 26 条の 2 第 1 項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第 2 条 任命権者は、その任命に係る職員（法第 26 条の 2 第 1 項に規定する職員に該当する者でその在職期間が 2 年以上であるものに限る。以下同じ。）が修学部分休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が修学部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 27 年尼崎市条例第 18 号）第 20 条の規定により介護時間を与えられている職員又は尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年尼崎市条例第 17 号）第 16 条第 1 項の規定による部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けている職員については、2 時間からその与えられている介護

時間の時間又は当該承認に係る部分休業の時間（介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合は、これらの時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間））を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

（教育施設）

第3条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（任命権者が別に定めるものに限る。次号において「大学」という。）
- (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。）に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（修学部分休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の公務に関する能力の向上に資すると任命権者が認める教育施設

（修学部分休業の期間）

第4条 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年（大学等課程の履修（前条各号に掲げる教育施設の課程の履修をいう。以下同じ。）の成果をあげるために特に必要があると任命権者が認める場合は、3年）とする。

（修学部分休業の承認の申請）

第5条 第2条第1項の規定による承認を受けようとする職員は、その任命権者が別に定めるところにより、当該任命権者に対し、修学部分休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修の内容その他当該任命権者が必要と認める事項を明らかにして、当該承認を申請しなければならない。

（修学部分休業の期間の延長の承認）

第6条 第2条第1項の規定は、修学部分休業をしている職員（以下「部分休業中職員」という。）が当該修学部分休業の期間の延長をす

る場合について準用する。この場合において、同項中「ときは」とあるのは、「ときは、修学部分休業を開始した日から引き続き修学部分休業をしようとする期間が第4条に規定する期間を超えない範囲内において」と読み替えるものとする。

- 2 前項において読み替えて準用する第2条第1項の規定による修学部分休業の期間の延長の承認を受けようとする部分休業中職員は、その任命権者が別に定めるところにより、延長後の修学部分休業の期間の末日その他当該任命権者が必要と認める事項を明らかにして、当該承認を申請しなければならない。

(部分休業中職員の給与の取扱い)

第7条 部分休業中職員がその修学部分休業の承認に係る大学等課程の履修のために勤務しない場合には、尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号）第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取消し)

第8条 任命権者は、その任命に係る部分休業中職員について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 当該部分休業中職員が当該承認に係る大学等課程の履修を取りやめたとき。
- (2) 当該部分休業中職員が、正当な理由なく、その在学している課程を休学し、又はその出席すべき授業等を頻繁に欠席したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、当該部分休業中職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、又はその出席すべき授業等を欠席したことその他の事情により、当該承認に係る大学等課程の履修に支障が生じているとき。
- (4) 当該部分休業中職員が担当すべき業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難になった場合において、当該部分休業中職員が当該承認を取り消すことに同意したとき。

(報告)

第9条 部分休業中職員は、その任命権者から求められた場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その修学部分休業の承認に係る大学等課程の履修の状況について当該任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該部分休業中職員が当該大学等課程の履修を取りやめたとき。
- (2) 当該部分休業中職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、又はその出席すべき授業等を頻繁に欠席したとき。
- (3) 当該大学等課程の履修に支障が生じているとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条第1項の規定による承認の申請は、この条例の施行前においても、第5条の規定の例により行うことができる。

(尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。
第16条第1項中「職員及び」を「職員、」に、「職員に」を「職員又は尼崎市職員の修学部分休業に関する条例（平成31年尼崎市条例第 号）第2条第1項の規定による修学部分休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けている職員に」に、「又は介護時間」を「若しくは介護時間の時間又は当該承認に係る修学部分休業」に、「場合は、」を「場合、育児時間若しくは介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合又は育児時間及び介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合は、それぞれ」に改める。

(説 明)

修学部分休業を導入するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 2 号

尼崎市 P F I 事業者選定委員会条例について

尼崎市 P F I 事業者選定委員会条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市 P F I 事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業に係る選定事業者（同条第 5 項に規定する選定事業者をいう。）となるべき事業者（以下「P F I 事業者」という。）の選定に関する事項を調査審議させるため、市長（尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する公共施設等（同条第 1 項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）（以下「教育委員会所管施設」という。）に係るものにあつては市長及び教育委員会、尼崎市公営企業局の所管に属する公共施設等（以下「公営企業局所管施設」という。）に係るものにあつては市長及び尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。））の付属機関として、P F I 事業者の選定ごとに尼崎市 P F I 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、設置される委員会に係る P F I 事業者の選定が、教育委員会所管施設に係るものであるときは教育委員会に、公営企業局所管施設に係るものであるときは管理者に、それぞれその委嘱についての意見を聴くものとする。

3 委員は、P F I 事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(尼崎市営住宅等PFI事業者選定委員会条例の廃止)

2 尼崎市営住宅等PFI事業者選定委員会条例(平成25年尼崎市条例第75号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説明)

尼崎市PFI事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 33 号

尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例及び尼崎市債権管理条例の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例(昭和 25 年尼崎市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条を次のように改める。

(督促手数料)

第 15 条 徴税吏員は、滞納者に対して前条の規定により督促状を発送した場合においては、督促手数料として、当該滞納者から 1 通につき 90 円を徴収しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(尼崎市債権管理条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市債権管理条例(平成 30 年尼崎市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「80 円」を「90 円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の尼崎市市税条例第 15 条及び第 2 条の規定による改正後の尼崎市債権管理条例第 6 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後に督促状を発する場合について適用し、同日前に督促状を発した場合については、なお従前の例による。

(説 明)

督促手数料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 34 号

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例

尼崎市選挙公営条例（平成 5 年尼崎市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。）及び」を「。）又は」に改め、「使用の公営、」の次に「議員又は」を加え、「並びに議員及び」を「、議員又は」に改める。

第 2 条中「及び」を「又は」に改め、「第 2 章の 2 を除き、」を削る。

第 6 条の 2 中「長の選挙における」及び「（以下この章において「候補者」という。）」を削る。

第 6 条の 4 中「16,000 枚」を「4,000 枚（長の選挙に係る選挙運動用ビラにあっては、16,000 枚。次条において同じ。）」に改める。

第 6 条の 5 中「16,000 枚」を「4,000 枚」に改める。

第 11 条中「及び」を「又は」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市選挙公営条例第 6 条の 2、第 6 条の 4 及び第 6 条の 5 の規定は、この条例の施行の日以後にその期日が告示される尼崎市議会議員の選挙（以下「選挙」という。）について適用し、同日前にその期日が告示された選挙については、なお従前の例による。

(説 明)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成２９年法律第６６号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10ウ及びエを次のように改める。

ウ 教育職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	2	1
25	17	1	3	1

26	18	1	4	1
27	19	1	5	1
28	20	1	6	1
29	21	1	7	1
30	22	1	8	1
31	23	1	9	1
32	24	1	10	1
33	25	1	11	1
34	26	1	12	1
35	27	1	13	1
36	28	1	14	1
37	29	1	15	1
38	30	1	16	1
39	31	1	17	1
40	32	1	18	1
41	33	1	20	1
42	34	1	21	2
43	35	1	22	3
44	36	2	23	4
45	37	3	24	5
46	38	4	25	6
47	39	5	26	7
48	40	6	27	8
49	41	7	28	9
50	41	8	28	10
51	42	9	29	11
52	42	10	30	12
53	43	11	31	13

54	43	12	32	14
55	44	13	33	15
56	44	14	34	16
57	45	15	35	17
58	45	16	36	18
59	46	17	37	19
60	46	18	38	20
61	47	19	39	21
62	47	20	40	22
63	48	21	41	23
64	48	22	42	24
65	49	23	43	25
66	49	24	44	25
67	50	25	45	26
68	50	26	46	26
69	51	27	48	27
70	51	28	49	27
71	52	29	50	28
72	52	30	50	28
73	53	31	51	29
74	54	32	51	29
75	55	33	52	30
76	56	34	52	30
77	57	35	53	31
78	57	36	54	31
79	58	37	55	32
80	58	38	55	32
81	59	39	56	33

82	59	40	56	33
83	60	41	57	34
84	60	42	58	34
85	61	43	59	35
86	61	44	59	35
87	62	45	60	36
88	62	46	61	36
89	63	47	61	37
90	63	48	62	37
91	64	49	62	38
92	64	50	63	38
93	65	51	63	39
94	65	52	63	
95	65	53	64	
96	66	54	64	
97	66	55	64	
98	66	56	64	
99	67	57	65	
100	67	58	65	
101	67	59	65	
102	68	60	65	
103	68	61	66	
104	68	62	66	
105	69	63	66	
106	69	64	66	
107	69	65	67	
108	70	66	67	
109	70	67	67	

110	70	68	67	
111	71	69	68	
112	71	69	68	
113	71	70	68	
114	72	70	68	
115	72	71	69	
116	72	72	69	
117	73	73	69	
118	73	74	69	
119	73	75	70	
120	73	76	70	
121	73	77	70	
122	74	77		
123	74	78		
124	74	78		
125	74	79		
126	74	80		
127	75	81		
128	75	82		
129	75	83		
130	75	83		
131	75	84		
132	76	84		
133	76	85		
134	76	85		
135	76	86		
136	76	86		
137	77	87		

138	77	87		
139	77	88		
140	77	88		
141	77	89		
142	77	89		
143	78	90		
144	78	90		
145	78	91		
146	78	92		
147	78	93		
148	78	94		
149	79	95		
150	79	96		
151	79	97		
152	79	97		
153	79	98		
154	79	98		
155	79	99		
156	79	100		
157	80	101		
158	80	102		
159	80	103		
160	80	104		
161	80	104		
162	80	105		
163	80	106		
164	80	107		
165	81	107		

166	81	108		
167	81	109		
168	81	110		
169	81	110		

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定される場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	1
19	11	1
20	12	1
21	13	1
22	14	1
23	15	1
24	16	1
25	17	1

26	18	1
27	19	1
28	20	1
29	21	1
30	22	1
31	23	1
32	24	1
33	25	1
34	26	1
35	27	1
36	28	1
37	29	1
38	30	1
39	31	1
40	32	1
41	33	1
42	34	1
43	35	1
44	36	1
45	37	1
46	38	1
47	39	1
48	40	1
49	41	1
50	41	2
51	42	3
52	42	4
53	43	5

54	43	6
55	44	7
56	44	8
57	45	9
58	45	10
59	46	11
60	46	12
61	47	13
62	47	14
63	48	15
64	48	16
65	49	17
66	49	18
67	50	19
68	50	20
69	51	21
70	51	22
71	52	23
72	52	24
73	53	25
74	53	26
75	54	27
76	54	28
77	55	29
78	55	30
79	56	31
80	56	32
81	57	33

82	57	34
83	58	36
84	58	37
85	59	38
86	59	39
87	60	40
88	60	41
89	61	42
90	61	43
91	62	44
92	62	45
93	63	46
94	63	47
95	64	48
96	64	49
97	65	49
98	65	50
99	65	51
100	65	52
101	65	53
102	65	54
103	65	55
104	66	56
105	66	57
106	66	58
107	66	59
108	66	60
109	66	61

110	66	61
111	67	62
112	67	62
113	67	63
114		63
115		64
116		64
117		65
118		66
119		68
120		68
121		69
122		69
123		70
124		70
125		71
126		71
127		72
128		72
129		73
130		73
131		74
132		75
133		76
134		76
135		77
136		77
137		78

138		78
139		79
140		79
141		79
142		80
143		80
144		81
145		81
146		81
147		82
148		82
149		82
150		82
151		83
152		83
153		83
154		83
155		84
156		84
157		84
158		85
159		85
160		86
161		86
162		87
163		87
164		88
165		88

166		88
167		89
168		89
169		89
170		90
171		90
172		91
173		91

備考 この表は、教育職給料表(二)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説 明)

職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 36 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「本市に居住する」を「本市内に住所を有する」に改め、同項第 2 号中「乳児」の次に「又は幼児」を加え、同項第 3 号中「幼児、」を削り、「幼児等」を「児童等」に改め、同条第 2 項中「幼児等」を「児童等」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「次」を「、次」に改め、同項第 2 号中「及び幼児」を削り、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「次」を「、次」に改め、同号イ中「額。ただし、」を「額（」に、「連続して」を「引き続き」に、「おいては、」を「おけるその」に、「当該 100 分の 10 に相当する額を控除しないものとする。」を「0 円）」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号ア(7)中「から」を「から、」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 幼児 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 入院以外の療養である場合 次に掲げる幼児の区分に応じ、当該(7)又は(イ)に定める額

(7) 幼児であって、その保護者その他当該幼児を扶養している者について療養の給付等が行われた月の属する年度分の所得割の額を合算した額が 235,000 円未満であるもの（以下「全部助成対象幼児」という。） 被保険者等負担額

(イ) (7)に掲げる幼児以外の幼児（以下「一部助成対象幼児」と

いう。) 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について2回を限度として、保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除した額

イ 入院療養である場合 次に掲げる幼児の区分に応じ、当該(7)又は(イ)に定める額

(7) 全部助成対象幼児 被保険者等負担額

(イ) 一部助成対象幼児 被保険者等負担額から、同一の月に同一の保険医療機関等について3,200円を限度として、当該入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の10に相当する額(保険医療機関等において引き続き4月以上入院した場合におけるその4月以後の月分については、0円)を控除した額

第4条第3項中「第1項第3号ア(7)又は第5号(同項第6号)」を「第1項第3号ア(イ)若しくはイ(イ)、第4号ア(7)又は第6号(同項第7号)」に改め、同条第4項中「第1項第3号ア(7)及び第5号」を「第1項第3号ア(イ)及びイ(イ)、第4号ア(7)並びに第6号」に改め、同条第6項中「高齢期移行者」の次に「、幼児(一部助成対象幼児に限る。)」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号及び第3号並びに第2項並びに第4条第1項第2号及び第3号、第3項、第4項並びに第6項の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(説 明)

乳幼児等医療費助成事業に係る受給資格及び助成額を改正するため、
条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の
基準を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の
基準を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定
める条例（平成 24 年尼崎市条例第 55 号）の一部を次のように改正す
る。

題名を次のように改める。

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基
準等を定める条例

第 1 条を次のように改める。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、児童福祉施設（助産施設、
母子生活支援施設及び保育所に限る。以下同じ。）の設備及び運営の
基準その他児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」とい
う。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 4 条第 3 項中「第 2 条第 2 項、第 6 項、第 10 項及び第 11 項」を
「第 3 条第 3 項並びに第 5 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項」に、「同条第
3 項」を「第 3 条第 4 項」に、「同条第 4 項及び第 5 項」を「第 3 条第
5 項及び第 5 条第 2 項」に、「同条第 7 項から第 9 項まで」を「第 3 条
第 6 項及び第 7 項並びに第 5 条第 4 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 3 条第 2 項中「（法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を
いう。）」、「（同条第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。以下
同じ。）」及び「（同条第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。
以下同じ。）」を削り、「第 6 条に」を「第 6 条第 1 項に」に改め、同

条第3項中「（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）」を削り、同条第6項中「前条第2項及び第6項から第11項」を「第3条第3項、第6項及び第7項並びに前条第3項から第6項」に、「同条第3項」を「第3条第4項」に改め、同条を第6条とする。

第2条第1項中「第13項」を「第9項」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「放課後児童健全育成事業者」を「放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を削り、同条第6項第3号中「放課後児童健全育成事業所」を「放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第7項を第4項とし、第8項及び第9項を削り、第10項を第5項とし、第11項から第13項までを5項ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

9 第3条第3項及び第5項から第7項までの規定は放課後児童健全育成事業者について、同条第4項の規定は放課後児童健全育成事業所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第2条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準）

第3条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準は、次項から第7項までに規定するもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則

で定めるものに限る。)中「当該指定児童発達支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

- 2 指定障害児事業者等及び基準該当通所支援の事業を行う者(以下「指定通所支援事業者等」という。)は、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定障害児事業者等及びその指定通所支援の事業を行う事業所の管理者並びに基準該当通所支援の事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。
- 4 指定通所支援の事業を行う事業所及び基準該当通所支援の事業を行う事業所(以下「指定通所支援事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。
- 5 指定通所支援事業者等(省令第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業者、省令第71条の8第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び省令第73条第1項に規定する指定保育所等訪問支援事業者に限る。)は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定通所支援事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定通所支援事業所等の従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に努めなければならない。
- 7 指定通所支援事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措

置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定通所支援事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定通所支援事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
- (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定通所支援事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の34第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

付則第2項中「第2条第1項」を「第5条第1項」に改め、付則第4項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(説 明)

指定障害児通所支援事業者の指定等の権限が都道府県から中核市へ移譲されることに伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 38 号

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例（平成 26 年尼崎市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例

第 1 条中「いう。）」の次に「第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を、法」を加え、「基づき、」を「基づき」に改め、「（法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）」を削る。

第 2 条の見出しを「（認定こども園の認定の要件）」に改め、同条第 1 項中「第 13 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項及び第 3 項」に、「基準

も園」に改め、同条第 1 1 項中「省令第 5 条第 4 項の規定により幼保連携型認定こども園に置くこととされている」を「認定こども園の設置者は、告示第 4 の 7 本文に定めるところによりその園児に食事を提供するときは、当該認定こども園に調理員を置かなければならない。この場合において、当該」に改め、「栄養士の免許」の次に「（以下「栄養士免許」という。）」を、「調理師の免許」の次に「（以下「調理師免許」という。）」を加え、同条第 1 2 項中「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改め、同条に次の 3 項を加える。

1 3 告示第 4 の 3 の規定により幼稚園型認定こども園（法第 3 条第 1 項の認定を受けた幼稚園又は同条第 3 項の認定を受けた連携施設をいう。以下同じ。）に設けられる保育室及び遊戯室（満 3 歳以上の子どもに対する教育又は保育を行うために設けられるものに限る。）の面積は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- (1) 保育室の面積は、1 学級につき 5 3 平方メートル以上であること。
- (2) 遊戯室（保育室及び遊戯室を兼用する場合を含む。）の面積は、1 0 0 平方メートル以上であること。

1 4 認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。以下この項において同じ。）の設置者は、告示第 4 の 6 に定めるところにより屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えるときは、その園児が当該場所に移動する際の安全を確保しなければならない。

1 5 認定こども園（保育所型認定こども園（法第 3 条第 1 項の認定を受けた保育所をいう。）を除く。）の設置者は、その園児の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。
本則に次の 1 条を加える。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準）

第 4 条 法第 1 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次項から第 4 項まで

に規定するもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

- 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2第2項に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該幼保連携型認定こども園の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。
- 3 省令第5条第4項の規定により幼保連携型認定こども園に置くこととされている調理員のうち少なくとも1人は、栄養士免許を有する者又は調理師免許を有する者でなければならない。
- 4 前条第2項、第4項から第7項まで、第9項、第10項及び第12項の規定は幼保連携型認定こども園の設置者について、同条第3項の規定は幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付則第2項の見出しを「（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準の特例）」に改め、同項中「第2条第11項」を「第4条第3項」に改め、同項を付則第4項とし、付則第1項の次に次の見出し及び2項を加える。

（認定こども園の認定の要件の特例）

- 2 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年尼崎市条例第 号。以下「平成31年改正条例」という。）の施行の日（以下「平成31年改正条例施行日」という。）の前日において幼稚園又は保育所等（以下この項において「幼稚園等」という。）を

設置していた者が、平成31年改正条例施行日以後に、当該幼稚園等と同一の所在場所において当該幼稚園等の設備を用いて運営する幼稚園等について法第3条第1項又は第3項の認定を受ける場合におけるその認定に係る認定こども園の屋外遊戯場の面積は、告示第4の5本文の規定にかかわらず、告示第4の5 1又は2に掲げる基準のいずれかに適合していなければならない。

- 3 平成31年改正条例の施行の際現に存する認定こども園（第3条第12項に規定する基準に適合しているものを除く。）については、平成36年3月31日までの間、同項の規定は、適用しない。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（説 明）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限が都道府県から中核市へ移譲されることに伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市国民健康保険事業基金条例について

尼崎市国民健康保険事業基金条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険事業基金条例

(設置)

第 1 条 市が実施する国民健康保険事業（以下「国民健康保険事業」という。）の財政の健全な運営を図るため、尼崎市国民健康保険事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金への編入)

第 5 条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

(1) 国民健康保険事業に要する経費の財源が不足する場合において、その不足を補うための財源に充てるとき。

- (2) 市が行う国民健康保険の保険料率が著しく増加することが見込まれる場合において、その増加を緩和するための財源に充てるとき。
- (3) 尼崎市国民健康保険条例（昭和34年尼崎市条例第8号）第8条に規定する事業に要する経費（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2第1項の規定により交付される国民健康保険給付費等交付金その他補助金等が充てられるものを除く。）の財源に充てるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要があると市長が認める経費の財源に充てるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（説 明）

尼崎市国民健康保険事業基金を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第40号

尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例を廃止する条例について

尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例を廃止する条例

尼崎市武庫川六樋かんがい施設使用料条例（昭和27年尼崎市条例第25号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に課した、又は課すべきであった尼崎市武庫川六樋かんがい施設の使用料については、なお従前の例による。

（説 明）

武庫川六樋かんがい施設の使用料及び尼崎市武庫川六樋水利運営協議会を廃止するため、条例の廃止が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 1 号

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

尼崎市公設地方卸売市場業務条例（平成 1 8 年尼崎市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2 2 7 円」を「2 3 1 円」に、「9 5 3 円」を「9 7 0 円」に、「1, 4 6 9 円」を「1, 4 9 6 円」に、「6 5 9 円」を「6 7 1 円」に、「1, 9 2 2 円」を「1, 9 5 8 円」に、「1, 1 8 8 円」を「1, 2 1 0 円」に、「1, 3 9 3 円」を「1, 4 1 9 円」に、「7 3 4 円」を「7 4 8 円」に、「1, 3 5 0 円」を「1, 3 7 5 円」に、「7 3 7, 6 4 0 円」を「7 5 1, 3 0 0 円」に、「9 0 7, 2 0 0 円」を「9 2 4, 0 0 0 円」に、「2, 0 9 5 円」を「2, 1 3 4 円」に、「3 7 8 円」を「3 8 5 円」に、「7, 0 2 0 円」を「7, 1 5 0 円」に、「2 9 2 円」を「2 9 7 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の尼崎市公設地方卸売市場業務条例第 4 1 条第 1 項に規定する市場施設の使用に係る使用料（卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び指定事業者市場使用料を除く。）については、なお従前の例による。

(説 明)

地方卸売市場に係る使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 2 号

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 8 年尼崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1

種 別	手 数 料
1 臨時に収集する一般家庭から排出されるごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）、燃え殻等	1 世帯 1 回につき 5, 4 0 0 円
2 一般家庭から排出されるごみのうち、大型ごみとして規則で定めるもの及び特定家庭用機器廃棄物	2, 4 0 0 円の範囲内で品目ごとに規則で定める額
3 臨時に収集するし尿	1 回につき 5, 7 0 0 円
4 事業活動に伴って 1 月平均 6 0 0 リットル以上排出されるし尿	1 月につき 1 6, 8 0 0 円（1 月に収集したし尿（臨時に収集したものを含む。）の量が 1, 0 0 0 リットルを超える場合は、1 6, 8 0 0 円に、その超える量について 3 0 リットルにつき 8 4 0

	円として算定した額を加えて得た額)
5 犬、猫等の死体	1頭につき 2,700円
<p>摘要</p> <p>1 臨時に収集する一般家庭から排出されるごみのうちに大型ごみとして規則で定めるものが含まれる場合は、当該大型ごみに係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 1月に収集した事業活動に伴って排出されるし尿の量が1,000リットルを超える場合において、その超える量が30リットルに満たないとき又は当該量に30リットルに満たない端数があるときは、これらを切り捨てる。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に収集するし尿に係る手数料について適用し、同日前に収集したし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

臨時排出し尿及び事業排出し尿に係る一般廃棄物処理手数料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 3 号

尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例について

尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立クリーンセンター条例の一部を改正する条例

尼崎市立クリーンセンター条例（昭和 3 6 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「の規定により使用」を削り、同条の表を次のように改める。

種 別	使 用 料
1 ごみ、燃え殻等	1 0 キログラムにつき 1 0 3 円（事業活動に伴って生ずるものにあつては、1 2 3 円）
2 ふん尿	3 0 リットルにつき 2 9 円
3 犬、猫等の死体	1 頭につき 1 , 3 0 0 円
摘要	
1 搬入されたごみ、燃え殻等の量が 1 0 キログラムに満たないとき又は当該量に 1 0 キログラムに満たない端数があるときは、これらを 1 0 キログラムとする。	
2 搬入されたふん尿の量が 3 0 リットルに満たないとき又は当該量に 3 0 リットルに満たない端数があるときは、これらを 3 0 リットルとする。	

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市立クリーンセンター条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物に係る使用料につ

いて適用し、同日前に搬入された廃棄物に係る使用料については、なお従前の例による。

(説明)

ごみ、燃え殻等に係る使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 4 号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(尼崎市猪名寺駅前東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及びあまがさき緑遊新都心東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「第 5 3 条第 5 項第 2 号」を「第 5 3 条第 6 項第 2 号」に改める。

- (1) 尼崎市猪名寺駅前東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和 6 3 年尼崎市条例第 2 8 号)第 4 条ただし書
- (2) あまがさき緑遊新都心東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 1 0 年尼崎市条例第 2 6 号)第 4 条ただし書

(尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市建築物等関係事務手数料条例(平成 1 2 年尼崎市条例第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号及び第 5 号中「第 8 7 条の 2」を「第 8 7 条の 4」に改め、同項第 1 8 号の 2 中「第 5 3 条第 5 項第 3 号」を「第 5 3 条第 6 項第 3 号」に改め、同号を同項第 1 8 号の 3 とし、同項第 1 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (18)の 2 建築基準法第 5 3 条第 5 項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件 3 3, 0 0 0 円
- 第 2 条第 1 項第 3 9 号の 2 中「第 8 6 条の 8 第 1 項」の次に「若しくは第 8 7 条の 2 第 1 項」を加え、「同条第 3 項」を「同法第 8 6 条

の 8 第 3 項（同法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に改め、同項第 3 9 号の 4 を同項第 3 9 号の 6 とし、同項第 3 9 号の 3 中「第 8 7 条の 2」を「第 8 7 条の 4」に改め、同号を同項第 3 9 号の 5 とし、同項第 3 9 号の 2 の次に次の 2 号を加える。

(39)の 3 建築基準法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1 件 1 2 0, 0 0 0 円

(39)の 4 建築基準法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1 件 1 6 0, 0 0 0 円
第 2 条第 1 項第 6 2 号ア、第 7 1 号及び第 7 6 号中「第 8 7 条の 2」を「第 8 7 条の 4」に改める。

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

（説 明）

建築基準法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 7 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 45 号

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「収入に」を「収入の額に」に、「家賃（」を「家賃の額（」に改め、同項ただし書中「からの」を「から」に改め、「収入の」を削り、「おいて、」の次に「当該入居者に対し」を加え、「請求を」を「報告の請求を」に、「、入居者が」を「当該入居者が」に、「市営住宅」を「入居者の市営住宅の毎月」に、「家賃と」を「家賃の額と」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 入居者（法第 16 条第 4 項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項及び次条第 3 項において同じ。）が同条第 1 項の規定による申告をすること及び第 35 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、次条第 3 項において読み替えて準用する同条第 2 項の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。

第 17 条第 3 項中「年度の」を「年度における」に改め、「家賃は」の次に「、前 2 項の規定にかかわらず」を加え、「当該者から提出された」を「当該入居決定者から提出された同号の」に、「基づき、

市長が収入の額を認定し、第 1 項」を「より市長が認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第 2 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前各項の規定を適用する場合における令第 2 条第 1 項第 4 号の数値は、規則で定める。

第 18 条第 2 項中「収入の申告に基づき、」を「申告があったときは、当該申告に基づきその入居者の」に、「入居者」を「当該入居者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定は、前条第 2 項に規定する場合において市長が法第 16 条第 4 項の国土交通省令で定める方法により入居者の収入を把握したときについて準用する。この場合において、前項中「当該申告」とあるのは、「その把握したところ」と読み替えるものとする。

第 28 条の見出しを「（収入超過者等の認定）」に改め、同条第 1 項中「第 18 条第 2 項」の次に「（同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「が第 6 条第 3 号ア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれ同号ア、イ又はウ」を「（同条第 1 項の規定による申告がない場合（第 17 条第 2 項に規定する場合を除く。））にあつては、市長が別に定めるところにより認定した収入の額。次項において同じ。）が第 6 条第 3 号アからウまでに掲げる区分に依り当該同号アからウまで」に改め、「旨を」の次に「当該入居者に」を加え、同条第 2 項中「定める」を「規定する」に改め、「旨を」の次に「当該入居者に」を加える。

第 30 条の見出しを「（収入超過者の家賃）」に改め、同条第 1 項中「期間」を「期間中」に、「収入に」を「収入の額に」に、「以下で、」を「の額以下で」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第 17 条第 1 項ただし書の規定を準用する。

第 30 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 17 条第 2 項に規定する場合におけるその収入超過者の市営住宅の毎月の家賃は、同項及び前項の規定にかかわらず、第 28 条第

1項の規定による収入超過者としての認定に係る期間中、第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

第32条の見出しを「（高額所得者の家賃等）」に改め、同条第1項中「第30条第1項」を「第2項並びに第30条第1項及び第2項」に、「期間」を「期間中」に改め、同条第3項中「、それぞれ」を削る。

第35条第1項中「、第30条第1項」を「若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項」に、「第30条第2項」を「第30条第3項」に、「金銭」を「同条第2項の金銭」に改める。

第38条及び第39条中「、第30条第1項」を「若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

（尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年尼崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「毎年度、第11条」を「毎年度、第11条第1項」に、「収入に」を「収入の額に」に改め、「の公営住宅法」の次に「（昭和26年法律第193号）」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「第1項若しくは前項又は第11条第1項において準用する市営住宅条例第17条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 入居者から第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合において当該入居者に対し第11条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず当該入居者がその請求に応じないときにおける当該入居者の改良住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、家賃限度額に、当該家賃限度額に第

9条第2項第3号に定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 入居者（公営住宅法第16条第4項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項において同じ。）が第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告をすること及び第11条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の改良住宅の毎月の家賃は、前2項の規定にかかわらず、毎年度、第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、家賃限度額以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

第8条中「第11条」を「第11条第1項」に改め、「第18条第2項」の次に「（第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「が、」を「（第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合（前条第3項に規定する場合を除く。））にあつては、市長が別に定めるところにより認定した収入の額）が」に、「、当該号」を「当該号」に改め、「旨を」の次に「当該入居者に」を加える。

第9条第1項中「者に係る同条第2項の規定による」を「収入超過者に係る同条第1項の」に、「同条第1項各号」を「同項各号」に改め、「場合は」の次に「、第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず」を加え、「期間」を「期間中」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

第9条第2項中「次」を「、次」に改め、同項第1号中「収入が」を「収入の額が、」に改め、同項第2号及び第3号中「収入が」を「収入の額が」に改める。

(尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「毎年度、第11条」を「毎年度、第11条第1項」に、「収入に」を「収入の額に」に改め、「の公営住宅法」の次に「(昭和26年法律第193号)」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「第1項若しくは前項又は第11条第1項において準用する市営住宅条例第17条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 入居者から第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合において当該入居者に対し第11条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず当該入居者がその請求に応じないときにおける当該入居者のコミュニティ住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第3号に定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 入居者(公営住宅法第16条第4項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項において同じ。)が第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告をすること及び第11条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者のコミュニティ住宅の毎月の家賃は、前2項の規定にかかわらず、毎年度、第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、家賃限度額以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

第8条中「第11条」を「第11条第1項」に改め、「第18条第

2項」の次に「（第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「が、」を「（第11条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合（前条第3項に規定する場合を除く。））にあつては、市長が別に定めるところにより認定した収入の額）が」に、「、当該号」を「当該号」に改め、「旨を」の次に「当該入居者に」を加える。

第9条第1項中「者に係る同条第2項の規定による」を「収入超過者に係る同条第1項の」に、「同条第1項各号」を「同項各号」に改め、「場合は」の次に「、第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず」を加え、「期間」を「期間中」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

第9条第2項中「次」を「、次」に改め、同項第1号中「収入が」を「収入の額が、」に改め、同項第2号及び第3号中「収入が」を「収入の額が」に改める。

（尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年尼崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「毎年度、第10条」を「毎年度、第10条第1項」に、「収入に」を「収入の額に」に改め、「の公営住宅法」の次に「（昭和26年法律第193号）」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「第1項若しくは前項又は第10条第1項において準用する市営住宅条例第17条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 入居者から第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合において当該入居者に対し第10条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず当該入居者その請求に応じないときにおける当該入居者の再開発住宅の毎月の家賃は、前

項の規定にかかわらず、毎年度、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第2号イに定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。

- 3 入居者（公営住宅法第16条第4項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項において同じ。）が第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告をすること及び第10条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の再開発住宅の毎月の家賃は、前2項の規定にかかわらず、毎年度、第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、家賃限度額以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

第8条中「第10条」を「第10条第1項」に改め、「第18条第2項」の次に「（第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「の額」の次に「（第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合（前条第3項に規定する場合を除く。）にあつては、市長が別に定めるところにより認定した収入の額）」を加え、「場合に応じ、それぞれ」を「区分に応じ当該」に改め、「旨を」の次に「当該入居者に」を加える。

第9条第1項中「者に係る同条第2項の規定による」を「収入超過者に係る同条第1項の」に、「同条第1項各号」を「同項各号」に改め、「場合は」の次に「、第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず」を加え、「期間」を「期間中」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

第9条第2項中「次」を「、次」に改め、同項第1号中「収入超過

者の収入が」を削り、「あつては、」を「おいて収入超過者の収入の額が」に、「超える場合」を「超えるとき」に改め、同項第2号中「収入超過者の収入が」を削り、「あつては、ア又はイに掲げる」を「おいて収入超過者の収入の額が158,000円を超えるととき次に掲げる収入超過者の収入の額の」に、「それぞれ」を「当該」に改める。

(尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例(平成10年尼崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「毎年度、第10条」を「毎年度、第10条第1項」に、「収入に」を「収入の額に」に改め、「の公営住宅法」の次に「(昭和26年法律第193号)」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項」を「第1項若しくは前項又は第10条第1項において準用する市営住宅条例第17条第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 入居者から第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合において当該入居者に対し第10条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず当該入居者がその請求に応じないときにおける当該入居者の従前居住者用住宅の毎月の家賃は、前項の規定にかかわらず、毎年度、家賃限度額に、当該家賃限度額に第9条第2項第2号イに定める率を乗じて得た額を加えて得た額とする。

3 入居者(公営住宅法第16条第4項の国土交通省令で定める者のいずれかに該当する者に限る。以下この項において同じ。)が第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告をすること及び第10条第1項において準用する市営住宅条例第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める場合における当該入居者の従前居住者用住宅の毎月の家賃は、前2項の規定にかかわらず、毎年度、第10

条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する同条第2項の規定により認定された収入の額に基づき、家賃限度額以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合においては、第1項後段の規定を準用する。

第8条中「第10条」を「第10条第1項」に改め、「第18条第2項」の次に「（第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「の額」の次に「（第10条第1項において準用する市営住宅条例第18条第1項の規定による申告がない場合（前条第3項に規定する場合を除く。）にあつては、市長が別に定めるところにより認定した収入の額）」を加え、「場合に応じ、それぞれ」を「区分に応じ当該」に改め、「旨を」の次に「当該入居者に」を加える。

第9条第1項中「者に係る同条第2項の規定による」を「収入超過者に係る同条第1項の」に、「同条第1項各号」を「同項各号」に改め、「場合は」の次に「、第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず」を加え、「期間」を「期間中」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

第9条第2項中「次」を「、次」に改め、同項第1号中「収入超過者の収入が」を削り、「あつては、」を「おいて収入超過者の収入の額が」に、「超える場合」を「超えるとき」に改め、同項第2号中「収入超過者の収入が」を削り、「あつては、ア又はイに掲げる」を「おいて収入超過者の収入の額が158,000円を超えるととき次に掲げる収入超過者の収入の額の」に、「それぞれ」を「当該」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例第38条及び第39条の改

正規定（「第 11 条」を「第 12 条」に改める部分に限る。）及び付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の市営住宅条例」という。）第 17 条第 2 項及び第 30 条第 2 項、第 2 条の規定による改正後の尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改良住宅条例」という。）第 7 条第 3 項、第 3 条の規定による改正後の尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例（以下「コミュニティ住宅条例」という。）第 7 条第 3 項、第 4 条の規定による改正後の尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例（以下「再開発住宅条例」という。）第 7 条第 3 項並びに第 5 条の規定による改正後の尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例（以下「従前居住者用住宅条例」という。）第 7 条第 3 項の規定は、平成 32 年 4 月以後の月分の家賃の算出について適用する。

3 改正後の市営住宅条例第 18 条第 3 項（改良住宅条例第 11 条第 1 項、コミュニティ住宅条例第 11 条第 1 項、再開発住宅条例第 10 条第 1 項及び従前居住者用住宅条例第 10 条第 1 項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する改正後の市営住宅条例第 18 条第 2 項の規定は、平成 31 年以後の年分の収入の額の認定及び通知について適用する。

（委任）

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）の制定に伴い、

条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 46 号

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例

尼崎市都市公園条例（昭和 33 年尼崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2(5)ウ中

「

施設の名称	付属設備の種別	使用料	
		単 位	金 額
総合体育館	メイン・アリーナ 暖房設備	1 時間	15,600 円
	メイン・アリーナ 冷房設備	1 時間	10,000 円
	サブ・アリーナ冷 房設備	1 時間	1,650 円
	仮設ステージ	一式 1 回	3,150 円
陸上競技場	夜間照明設備	全灯 30 分	5,500 円

を

」

「

施設の名称	付属設備の種別等	使用料	
		単 位	金 額
総合体育館	メイン・アリーナ 冷暖房設備	1 時間	13,000 円
	サブ・アリーナ冷 暖房設備	1 時間	2,000 円
	仮設ステージ	一式 1 回	3,150 円

に

	格技室	全面使用	1時間	500円
	冷暖房設備	2分の1面使用	1時間	250円
陸上競技場	夜間照明設備		全灯30分	5,500円

」

改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の尼崎市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2(5)ウに掲げる記念公園の総合体育館の附属設備（メイン・アリーナ冷暖房設備（暖房設備に係るものに限る。）及び仮設ステージを除く。）の利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。この場合において、同表(5)ウ中「13,000円」とあるのは「10,000円」と、「2,000円」とあるのは「1,650円」とする。

(説明)

記念公園総合体育館の冷暖房設備の使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 47 号

尼崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 39 年尼崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

名 称	位 置	管 轄 区 域
尼崎市中消防署	尼崎市昭和通 2 丁目 6 番 7 5 号	大高洲町、開明町 1～3 丁目、神田北通 1～9 丁目、神田中通 1～9 丁目、神田南通 1～6 丁目、北城内、北大物町、北竹谷町 1～3 丁目、北初島町、玄番北之町、玄番南之町、汐町、昭和通 1～9 丁目、昭和南通 3～9 丁目、大物町 1・2 丁目（1 丁目の区域のうち、県道昭和東本町線以東で神崎尼崎線の 2 以北の区域並びに神崎尼崎線の 2、市道第 1 号線及び大物川緑地で囲まれた区域を除く。）、竹谷町 1～3 丁目、建家町、築地 1～5 丁目、寺町、中在家町

		<p>1～4丁目、西海岸町、西桜木町、西大物町、西高洲町、西難波町1～6丁目、西本町1～8丁目、西本町北通3～5丁目、西松島町、西御園町、西向島町、東海岸町、東桜木町、東大物町1・2丁目（1丁目の区域のうち県道昭和東本町線以東の区域を除く。）、東高洲町、東難波町1～5丁目、東初島町、東浜町、東本町1～4丁目（1丁目の区域のうち1番地の区域を除く。）、東松島町、東御園町、東向島西之町、東向島東之町、扶桑町、船出、御園町、南城内、南竹谷町1～3丁目、南初島町、宮内町1～3丁目、蓬川荘園</p>
<p>尼崎市東消防署</p>	<p>尼崎市次屋1丁目9番19号</p>	<p>今福1・2丁目、梶ヶ島、神崎町、金楽寺町1・2丁目、杭瀬北新町1～4丁目、杭瀬寺島1・2丁目、杭瀬本町1～3丁目、杭瀬南新町1～4丁目、久々知1～3丁目、久々知西町1・2丁目、潮江1～5丁目、下坂部1～4丁目（4丁目の区域のうち小園区画第7号線以北の区域を除く。）、常光寺1～4丁目、善法寺、善法寺町、大</p>

		<p>物町 1 丁目（県道昭和東本町線 以東で神崎尼崎線の 2 以北の区 域並びに神崎尼崎線の 2、市道 第 1 号線及び大物川緑地で囲ま れた区域に限る。）、高田、高 田町、次屋 1～4 丁目、長洲中 通 1～3 丁目、長洲西通 1・2 丁目、長洲東通 1～3 丁目、長 洲本通 1～3 丁目、西川 1・2 丁目、西長洲町 1～3 丁目、額 田、額田町、浜 1～3 丁目、東 大物町 1 丁目（県道昭和東本町 線以東の区域に限る。）、東本 町 1 丁目（1 番地の区域に限 る。）、名神町 3 丁目、弥生ヶ 丘町</p>
<p>尼崎市西消防署</p>	<p>尼崎市大庄北 3 丁目 30 番 20 号</p>	<p>稲葉荘 1～4 丁目、稲葉元町 1 ～3 丁目、扇町、大島 1～3 丁 目、大庄川田町、大庄北 1～5 丁目、大庄中通 1～5 丁目、大 庄西町 1～4 丁目、大浜町 1・ 2 丁目、琴浦町、水明町、末広 町 1・2 丁目、崇徳院 1～3 丁 目、常松 1・2 丁目、常吉 1・ 2 丁目、鶴町、道意町 1～7 丁 目、中浜町、菜切山町、西昆陽 1～4 丁目、西立花町 2～5 丁 目（2 丁目の区域のうち 1～1 3 番、15～19 番及び 28～</p>

		<p>32番の街区の区域並びに3丁目の区域のうち1～11番、15番及び16番の街区の区域を除く。) 、浜田町1～5丁目、平左衛門町、丸島町、水堂町4丁目(11番(水堂第1住宅の敷地部分に限る。))の街区の区域を除く。) 、南武庫之荘1・4～12丁目、武庫川町1～4丁目、武庫町1～4丁目、武庫の里1・2丁目、武庫之荘1～9丁目、武庫之荘西2丁目、武庫之荘東1丁目、武庫之荘本町1～3丁目(3丁目の区域のうち武庫第三区画第86号線、武庫第三区画第96号線及び武庫第三区画第99号線に沿接する水路以東の区域を除く。) 、武庫元町1～3丁目、武庫豊町2・3丁目、元浜町1～5丁目、蓬川町</p>
<p>尼崎市北消防署</p>	<p>尼崎市上ノ島町 3丁目2番1号</p>	<p>猪名寺1～3丁目、大西町1～3丁目、尾浜町1～3丁目、上食満、上坂部1～3丁目、上ノ島町1～3丁目、瓦宮1・2丁目、口田中1・2丁目、栗山町1・2丁目、食満1～7丁目、小中島、小中島1～3丁目、三反田町1～3丁目、椎堂1・2</p>

丁目、下食満、下坂部4丁目
（小園区画第7号線以北の区域に限る。）、立花町1～4丁目、田能1～6丁目、塚口町1～6丁目、塚口本町1～8丁目、戸ノ内、戸ノ内町1～6丁目、富松町1～4丁目、中食満、若王寺1～3丁目、七松町1～3丁目、西立花町1～3丁目（2丁目の区域のうち14番、20～27番及び33～35番の街区の区域並びに3丁目の区域のうち12～14番及び17～20番の街区の区域を除く。）、東園田町1～9丁目、東塚口町1・2丁目、東七松町1・2丁目、法界寺、水堂町1～4丁目（4丁目の区域のうち1～10番、11番（水堂第1住宅の敷地部分を除く。）及び12～20番の街区の区域を除く。）、御園1～3丁目、南清水、南塚口町1～8丁目、南七松町1・2丁目、南武庫之荘2・3丁目、武庫之荘東2丁目、武庫之荘本町3丁目（武庫第三区画第86号線、武庫第三区画第96号線及び武庫第三区画第99号線に沿接する水路以

	東の区域に限る。) 、名神町 1・2丁目
--	-------------------------

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市役所支所設置条例の廃止に伴い、各消防署の管轄区域の規定方法を見直すため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 48 号

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 修学部分休業（職員が大学その他の管理者が別に定める教育施設における修学のため 1 日の勤務時間の一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）の承認

第 14 条の 2 の見出し中「育児休業」を「自己啓発等休業等」に改め、同条中「には、」の次に「当該承認に係る」を加え、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

尼崎市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 31 年尼崎市条例第 号）第 2 条又は尼崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 31 年尼崎市条例第 号）第 2 条の規定による承認を受けた職員には、これらの承認に係る地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業又は同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

修学部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業を導入することに
に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 49 号

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

尼崎市水道事業給水条例（昭和 35 年尼崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 1 項中「料金」の前に「第 20 条第 1 項の規定により量水器を設置して水道を使用する場合の」を加え、「100 分の 108」を「100 分の 110」に改め、同条第 2 項中「基本料金及び」の前に「前項の」を加え、「、量水器の口径に応じ」を削り、「次」を「次表」に改め、同条第 3 項中「基本料金にあつては」を「第 1 項の基本料金は、」に、「従量料金にあつては」を「同項の従量料金は、」に改め、「分」の次に「にあつては」を加え、「同水量」を「当該水量」に改め、同条第 4 項中「第 2 項」の次に「（第 1 項の従量料金に係る部分に限る。）」を、「場合の」の次に「同項の」を加え、「とし」を「と」に改め、同条第 5 項中「前各項」を「第 1 項」に、「使用した」を「使用する」に、「ごとに」を「につき」に、「計算した額に 100 分の 108」を「算定した額に 100 分の 110」に改め、「（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同条第 6 項中「前各項に該当しない」を「第 1 項、前項、次条第 4 項又は第 33 条第 1 項の規定の適用を受ける場合以外の場合の」に、「により計算した額に 100 分の 108」を「として算定した額に 100 分の 110」に改め、同条第 7 項中「第 4 項の」の次に「規定（」を加え、「の適用について」を「に水道を使用する場合に係る部分に限る。）」に、「限る」を「限り、適用する」に改める。

第 31 条の見出し中「算定」を「算定等」に改め、同条第 1 項中「料金算定の基準日」を「料金の算定を行う日」に、「定めた」を「定める」に、「もって」を「基礎として」に、「使用水量は、各月」を「各

月の使用水量は、」に改め、同条第2項中「もって」を「基礎として」に改め、同条第4項中「前各項」を「前条第1項並びに第1項及び第2項」に、「1個の量水器で」を「専用給水設備（1個の量水器につき）」に、「場合で」を「場合において」に、「専用する」を「専用して水道を使用するときにおける」に、「（第33条第1項及び第39条の2第3項において「専用給水設備」という）」を「をいう。以下同じ」に、「ときの」を「場合の」に、「第33条」を「第33条第1項」に、「適用がある」を「適用を受ける」に、「が特に」を「は、特に」に、「認めた」を「認める」に改める。

第33条の見出し中「計算」を「算定」に改め、同条第1項中「の使用水量を計量するときの料金は」を「により水道を使用する場合の料金は、第30条第1項の規定にかかわらず」に、「は均等とみなし」を「が均等で」に、「、第30条第2項の規定により各戸ごとに計算した」を「各戸ごとに同条第2項の規定を適用したならば算定されることとなる」に、「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第2項中「の適用について」を削り、「限る」を「限り、適用する」に改める。

第38条の2の見出し中「口座振替等」を「口座振替」に改め、同条中「又は自動払込み」を削り、「もって」を「基礎として」に、「第30条、第31条、第33条」を「第30条第1項、第31条第1項、第2項又は第4項、第33条第1項」に改め、「規定にかかわらず、これらの」を削り、「算定されたその者の」を「算定された」に、「54円」を「55円」に改め、「をその者」を「を当該水道使用者」に改め、同条ただし書中「ただし、」の次に「当該」を加える。

第39条の2第2項中「次の表」を「次表」に、「に依じ、」を「の区分に依じ」に、「金額に100分の108」を「額に100分の110」に改め、同項ただし書中「改造後の」の次に「同表の左欄に掲げる」を加え、「に依じた分担金の額から改造前の」を「の区分に依じそれぞれ同表の右欄に掲げる額から改造前の同表の左欄に掲げる」に、「に依じた分担金の額を控除した後の」を「の区分に依じそれぞれ同表

の右欄に掲げる額を控除した額に、100分の110を乗じて得た」に改め、同条第3項中「量水器とする。」を「量水器」に、「、各戸ごとの当該量水器の口径に応じた同項の表に掲げる金額」を「各戸ごとに同項の規定を適用したならば算定されることとなる額」に改め、「に100分の108を乗じて得た額」を削り、同条第5項ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年12月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 付則第5項の規定 公布の日

(2) 第39条の2第2項及び第3項の改正規定並びに付則第4項の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第30条第1項、第5項及び第6項並びに第33条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第38条の2の規定は、施行日以後の定例日（改正後の条例第31条第1項に規定する定例日をいう。以下同じ。）に計量する使用水量を基礎として算定する水道料金について適用し、施行日前の定例日に計量した使用水量を基礎として算定する水道料金については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第39条の2第2項の規定は、平成31年10月1日以後の申込みに係る給水装置の新設・改造工事（尼崎市水道事業給水条例第39条の2第1項に規定する給水装置の新設・改造工事をいう。以下同じ。）に係る分担金について適用し、同日前の申込みに係る給水装置の新設・改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。

(委任)

- 5 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

(説明)

水道料金等を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第50号

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例

尼崎市工業用水道条例（昭和37年尼崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第2項中「工業用水道料金及び」の前に「前項の」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例第31条第1項の規定は、平成31年11月以後の月分の料金について適用し、同年10月分までの料金については、なお従前の例による。

（説 明）

工業用水道料金等を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 1 号

尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について

尼崎市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市下水道条例の一部を改正する条例

尼崎市下水道条例（昭和 3 5 年尼崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「1 0 0 分の 1 0 8」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改め、同条第 3 項中「使用者が」を「使用者が、」に、「、1 月」を「1 月」に、「1 0 0 分の 1 0 8」を「、1 0 0 分の 1 1 0」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市下水道条例第 9 条第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に排除される汚水に係る使用料について適用し、同日前に排除された汚水に係る使用料については、なお従前の例による。

（委任）

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

（説 明）

下水道使用料等を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 5 2 号

丹波少年自然の家事務組合理約の一部変更に関する協議について

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を次のとおり変更することについて、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市及び篠山市と協議するため、議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を改正する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和 5 4 年 4 月 1 日）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

別表中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

附 則

1 この規約は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。

（説 明）

丹波少年自然の家事務組合を組織する篠山市が市名変更することに伴い、同事務組合理約の変更について関係市町と協議するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、本案を提出する。

議案第 53 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 | 契約の期間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで |
| 3 | 契約の金額 | 13,241,000 円を上限とする額 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内一括払い |
| 6 | 契約の相手方 | 神戸市東灘区森北町 7 丁目 19 番 18 号
公認会計士 福 井 剛 |

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 の規定により、本案を提出する。

議案第54号

工事請負契約について

旧若草中学校解体工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 旧若草中学校解体工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市西川1丁目11番1号
工事概要 校舎等解体工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 203,040,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬本町2丁目18番17号
三永建設興業株式会社
代表取締役 堀 尾 雅 則 |

(説明)

旧若草中学校解体工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
解 体	校舎解体工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 2棟
	2階建て 1棟
	平屋建て 1棟
	鉄骨造り 平屋建て 2棟
	延べ面積 約5,640平方メートル
	屋内運動場解体工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り)2階建て 1棟
	延べ面積 約1,090平方メートル
	付属建築物解体工事

プール、ポンプ室、渡り廊下等

外構解体工事

防球ネット、門塀、樹木、舗装、埋設配管等

その他解体付帯工事

電気・機械設備解体撤去及び敷地整地等

議案第55号

指定管理者の指定について

鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 鶴の巣園 | 尼崎市東園田町6丁目91番地の2 |
| (2) 千代木園 | 尼崎市稲葉荘2丁目24番5号 |
| (3) 福喜園 | 尼崎市南武庫之荘1丁目7番20号 |
| (4) ワークセンター 和楽園 | 尼崎市東大物町1丁目1番3号 |

2 指定管理者 尼崎市東大物町1丁目1番2号

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会

理事長 松 井 定 雄

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(説 明)

鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第56号

指定管理者の指定について

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立弥生ヶ丘斎場 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市弥生ヶ丘町1番1号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市東海岸町1番地の120
公益財団法人尼崎環境財団
代表理事 岩 田 強 |
| 3 | 指定期間 | 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで |

(説明)

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第57号

指定管理者の指定について

尼崎市墓園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

(1) 尼崎市弥生ヶ丘墓園 尼崎市弥生ヶ丘町

(2) 尼崎市西難波墓園 尼崎市西難波町2丁目

2 指定管理者 尼崎市東海岸町1番地の120

公益財団法人尼崎環境財団

代表理事 岩 田 強

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

(説明)

尼崎市墓園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第58号

尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて

尼崎市農業共済事業の農作物共済（水稲）に係る特別積立金を次のとおり取り崩すため、議決を求める。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 取崩限度額 | 202,000円 |
| 2 | 取崩しの理由 | 平成31年度損害防止事業を実施するため |

（説明）

尼崎市農業共済条例第46条第3項の規定により、本案を提出する。

議案第59号

尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

尼崎市農業共済事業に係る平成31年度事務費の賦課総額及び賦課単価を次のとおり決定するため、議決を求める。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 事務費賦課総額 | 92,000円 |
| 2 | 事務費賦課単価 | |
| | 水稻共済割 | 1キログラム当たり 0.77円 |

(説明)

尼崎市農業共済条例第5条第2項の規定により、本案を提出する。

議案第60号

事業契約の変更について

市営武庫3住宅第1期建替事業契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成31年2月21日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 市営武庫3住宅第1期建替事業契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 事業場所 尼崎市武庫之荘8丁目30番1号ほか
尼崎市蓬川町302番地の17
事業概要 市営時友住宅の建替及び（仮称）蓬川第2住宅の建設（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務 |
| 3 変更後の契約金額 | 5,500,029,200円 |
| 4 変更後の契約期間 | 平成26年10月8日から平成31年9月30日まで |
| 5 契約の相手方 | 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション及び株式会社セノオ商会を構成企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町4番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説明)

平成26年10月3日に議決された市営武庫3住宅第1期建替事業の変更に伴う事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、本案を提出する。

(参考)

I 事業概要

内	容
市営時友住宅の建替及び(仮称)蓬川第2住宅の建設(関連する公共施設の整備を含む)並びに入居者移転支援業務 今回変更内容	
関連する公共施設等の整備における道路整備工事の増工に伴う契約金額の増額及び下水本管移設の調整検討に期間を要したこと等に伴う契約期間の延長	

II 変更前契約

- 1 契約の目的 市営武庫3住宅第1期建替事業の実施のため
- 2 契約の内容 事業場所 尼崎市武庫之荘8丁目30番1号ほか
尼崎市蓬川町302番地の17
事業概要 市営時友住宅の建替及び(仮称)蓬川第2住宅の建設(関連する公共施設の整備を含む)並びに入居者移転支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札(総合評価)
- 4 契約の金額 5,494,834,400円
- 5 契約の期間 平成26年10月8日から平成31年3月31日まで
- 6 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング&プランニング

グ大阪支店、株式会社アクロスコーポレーション
及び株式会社セノオ商会を構成企業とするグル
ープ

代表企業 尼崎市玄番南之町4番地

株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 6 1 号

事業契約の変更について

市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 事業場所 尼崎市西昆陽 3 丁目 3 2 番 1 号ほか
事業概要 市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務 |
| 3 変更後の契約金額 | 1 0 , 1 4 2 , 2 5 9 , 6 0 0 円 |
| 4 変更後の契約期間 | 平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日から平成 3 4 年 5 月 3 1 日まで |
| 5 契約の相手方 | 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

（説 明）

平成 2 8 年 1 0 月 5 日に議決された市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業の変更に伴う事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 事業概要

内	容
市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む） 並びに入居者移転支援業務	
今回変更内容	
宮ノ北住宅第2次工区及び第3次工区解体建物の外壁 仕上げ材等のアスベスト含有建材の除去工事の増工等	

II 変更前契約

- 1 契約の目的 市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業の実施のため
- 2 契約の内容 事業場所 尼崎市西昆陽3丁目32番1号ほか
事業概要 市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札（総合評価）
- 4 契約の金額 8,659,203,600円
- 5 契約の期間 平成28年10月11日から平成33年8月31日まで
- 6 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町4番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 6 2 号

工事請負契約の変更について

港橋耐震補強（その 1）工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 港橋耐震補強（その 1）工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 5 2 2 , 6 7 0 , 0 0 6 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市崇徳院 2 丁目 5 5 番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（説 明）

港橋耐震補強（その 1）工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0m、施工幅員 12.6m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、縁端拡幅、水平 分担構造設置）等 今回変更内容 鋼矢板仮締切引抜工の減工 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用 （尼崎市工事請負契約書第26条関係）

II 変更前契約

- 1 契約の目的 港橋耐震補強（その1）工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 539,239,680円
- 5 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣

議案第 63 号

工事請負契約について

港橋耐震補強（その 2）工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 港橋耐震補強（その 2）工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市道意町 6・7 丁目の各一部
工事概要 橋脚耐震補強工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 443,880,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市崇徳院 2 丁目 55 番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（説 明）

港橋耐震補強（その 2）工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0m、施工幅員 12.6m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、水平分担構造設置）等